



1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条件指定河川」について、想定される最大規模の洪水(想定最大規模洪水)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和44年法律第19号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深を表示しています。  
 (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を勘照して、想定最大規模洪水により「2基本事項等」中「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が形成した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの浸水、シミュレーションの前提となる地形を越える経路の発生による氾濫、潮流及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 指定年月日 令和 年 月 日  
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項  
 (4) 条件指定河川 夢前川水系水尾川、大井川、朝神川、中河内川、高山川、河川、蓮神川(指定県民局(センター):中播磨) 夢前川水系夢前川、菅生川  
 (5) 水防法指定河川 夢前川水系夢前川、菅生川  
 (6) 関係市町 姫路市  
 (7) その他計算条件等  
 ① この図は「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を提示しています。このため、「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。  
 ② この図は、「(4)条件指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物(堤防や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。また、浸水深は20mメッシュで計算した最大浸水値から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。

水尾川

姫路市

大井川

凡 例

	10.0m以上 20.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	0.5m未満の区域
	市町界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川(区間)

